

監 査 報 告 書

学校法人 堺東学園

理事長 高谷 啓介 殿

令和 6 年 5 月 26 日

学校法人 堺東学園

監事 竹谷 二郎

監事 速水 節子

私たちは、学校法人堺東学園の監事として私立学校法
第 37 条第 3 項及び寄付行為第 16 条に基づいて、
当学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）における
会計報告書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに関係書類）及び
理事の業務執行状況について監査を行いました。
監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、
学校法人堺東学園の令和 6 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する
会計年度の運営状況を適正に表示しているものと認めました。
また理事の業務執行状況に関する不正の行為または、法令もしくは寄付行為に違反する
事実のないことを確認致しました。

以上